

宿泊所・宿所提供施設在寮者に対する
都営住宅特別割当募集要綱

第 1 目的

この要綱は、宿泊所及び宿所提供施設の利用者に対して、都営住宅を利用する機会を与えることにより、その自立を助長することを目的とする。

第 2 申込者の資格

東京都営住宅条例第 6 条に定める資格のほか、次に掲げる要件を具備している者でなければならない。

ア 申込時において、3 か月前から引き続き別に定める宿泊所又は、宿所提供施設（以下「施設」という。）に在寮するものであること。

イ 施設の利用料及び共益費を完納していること。

第 3 募集戸数

都市整備局長から当該年度特別割当てを受けた戸数とする。

第 4 募集方法

1 福祉保健局長は、第 3 の特別割当てを受けたときは、施設の長（以下「施設長」という。）に募集の通知を行うこと。但し特別区人事・厚生事務組合が設置する施設については、特別区人事・厚生事務組合（以下「管理者」と言う。）に通知する。

2 施設長又は管理者は、別に定める一覧表を施設内に掲示して、在寮者に対して募集を周知させるものとする。

第 5 申込手続

1 申込みを行おうとする者は、施設長又は管理者を経由して福祉保健局長に対して住宅使用申込書を提出しなければならない。

- 2 施設長又は管理者は、申込みの受理に際して、申込者が資格を有するものであること及び申込書の記載内容が事実と相違しないことを確認した上で受理するものとする。
- 3 施設長又は管理者は、申込者に対して抽選の日時、場所を知らせるほか、必要な事項を指導するものとする。
- 4 施設長又は管理者は、申込者の名簿（別紙様式）を1通作成して、申込書とともに福祉保健局長あてに提出するものとする。
- 5 福祉保健局長は、前項により提出された名簿によって、受付順に募集地区ごとに抽選番号を付し、抽選番号を付した申込者名簿1通を施設長又は管理者に対して交付する。
- 6 施設長又は管理者は、抽選日の前日までに抽選番号を申込者あてに通知するものとする。

第6 入居予定者の決定

- 1 福祉保健局長は、申込者が資格を有するものであることを調査した上で、募集地区別の申込者数が募集戸数と同数である場合又は、募集戸数に満たない場合は、その者を入居予定者と決定する。
- 2 募集地区別の申込者数が、募集戸数を超える場合は、公開抽選により、入居予定者を決定する。
- 3 公開抽選の方法は、都市整備局の実施している例による。
- 4 前項により入居予定者を決定しても募集戸数に満たない場合は当該地区の第2希望者又は、第3希望者をもって決定し、又は2の例によって順次入居者を決定し、なお満たない場合は、再募集を行う。各地区別に優先順位をつけて若干名の補欠入居者を決定し、入居予定者が欠けた場合に順次繰り上げて入居予定者とする。
- 5 福祉保健局長は、入居予定者及び補欠入居予定者を施設長又は管理者を経由して本人あて通知する。

第 7 入居予定者の必要書類の提出

入居予定者は、別に定める必要書類を別に定める期日までに施設長又は管理者を経由して福祉保健局長あて提出しなければならない。

第 8 入居予定者の審査及び入居手続

- 1 福祉保健局長は、入居予定者の申込書及び必要な書類を都市整備局長あて送付する。
- 2 入居予定者の資格の審査及び入居手続は都市整備局長が行なう。

第 9 申込みの辞退

申込者が自己の都合によって、入居申込みを辞退する場合は、施設長又は管理者を経由してただちに福祉保健局長あて辞退届を掲示しなければならない。

第 10 入居予定者の決定の取消し

- 1 入居予定者が次の各号に該当する場合は、福祉保健局長は入居予定者の決定を取り消す。
 - ア 偽り、その他不正の手段により入居予定者の決定を受けたとき。
 - イ 離婚、婚約解消等により単身者となったとき。
 - ウ 入居予定者が入居を辞退したとき。
 - エ 入居予定者が一般の公募その他の方法によって都営住宅に入居することとなったとき。
- 2 福祉保健局長が入居予定者の決定を取り消した場合は、その旨本人及び都市整備局長あて通知する。

第 11 その他詳細については、福祉保健局長と都市整備局長との協議によって決定する。

附則 この要綱は、昭和 46 年 1 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から実施する。

附則 この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

附則 この要綱は、平成22年7月20日から実施する。